

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月10日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	丸亀市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i30639/

執行機関名 丸亀市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成17年教育委員会告示第6号)による就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第41号)別表第1第6の項 丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成17年教育委員会告示第6号)による就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第1条	丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成17年教育委員会告示第6号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、私立幼稚園に通園している幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正するため、予算の範囲内で私立幼稚園就園奨励費補助金を交付することに関し、丸亀市補助金等交付規則(平成17年規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成17年教育委員会告示第6号)